

令和 8 年度 第 5 回加東市農業委員会総会（8 月定例会）議事録

開催日時	令和 8 年 8 月 20 日（木）午後 3 時 00 分～午後 3 時 38 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：岸本敏弘	2：藤原準一郎	3：田中 豊	4：小西輝明
	5：高見秀人	6：伊澤敏喜	7：井上 弘	8：下山泰三
	9：小林二城	10：大畑眞司	11：藤原義弘	12：藤川克弘
	13：柏木和博	14：田尻倫生	15：藤浦春治	
	①：村上雅信	②：田中重信	③：黒石剛史	④：時本 司
	⑤：山口康博	⑥：－	⑦：松本敏夫	⑧：古丸 剛
	⑨：末廣義隆	⑩：谷口武徳	⑪：久保儀人	⑫：小薮富也
欠席委員	⑥：末廣信久			
議事録署名委員	1：岸本敏弘 2：藤原準一郎			
出席職員	農業委員会事務局長 神戸 剛、農業委員会事務局副課長 藤井康孝 農業委員会事務局主事 川邊 錬			

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第 24 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	6 件
第 25 号議案	農地法第 4 条の規定による許可について	1 件
第 26 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	1 件
第 27 号議案	非農地証明願いの承認について	3 件
第 28 号議案	農地法施行規則第 29 条（200 m ² 未満）の規定による確認について	2 件
第 29 号議案	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について	3 件

5 報告

報告第 9 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	1 件
報告第 10 号	農地の貸借の合意解約通知について	2 件

6 その他

7 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 15 名で、全員出席のため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、議長である小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 8 年度第 5 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日、現地調査担当の 14 番 田尻農業委員、15 番 藤浦農業委員、10 番 谷口推進委員、11 番 久保推進委員、12 番 小薮推進委員ありがとうございました。 のちほど、調査報告をよろしくお願いします。 本日の会議の議事録署名委員に、1 番 岸本農業委員、2 番 藤原農業委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それでは議案の審議に入ります。
議長	第 24 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 50 年あることから耕作は可能であると見込まれます。 番号 2、譲渡人は、以前から譲受人に申請地の管理をお願いしていましたが、遠方に居住していることもあり、今後耕作する意思もないことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、野菜の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 30 年あることから耕作は可能であると見込まれます。 番号 3 と番号 4 は、譲渡人が同じ方で関連する内容となりますので、一括して説明します。番号 3、4 の譲受人は、住宅建築のために宅地を購入する際、譲渡人から宅地に隣接する農地も併せて購入して欲しいと依頼があり、取得するに至りました。譲受人のいずれも農業経験はございませんが、住宅建築を機に、農地を取得し、家庭菜園として利用したいと考えています。農機具の保有状況については、いずれの譲受人も草刈り機は所有し、トラクターは譲渡人から借り受ける予定であることから耕作は可能であると見込まれます。 番号 5 と番号 6 は、譲受人が同じ方で関連する内容となりますので、一括して説明します。番号 5、6 のいずれの譲渡人も遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 40 年あることから耕作は可能であると見込まれます。 以上の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 24 号議案は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>

議長	全員挙手にて、第 24 号議案は許可することに決定しました。
議長	第 25 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本件は、農地改良による一時転用となります。 申請者は、農地の生産性向上及び営農環境の改善を目的として、農地改良の造成工事を実施するため申請されました。申請地は、地形に高低差があることから、排水不良や作業効率の低下が生じ、安定した農作業の継続に支障がある状況です。このため、切土・盛土等による整地工事を行い、農地の機能を改善し、工事完了後は水稻を作付けする計画としています。農地改良のため、農地転用に該当しませんが、工事期間が 3 か月を超え、かつ 3,000 m ² 以上の事業となるため、一時転用の許可が必要となります。申請地の農地区分は農振農用地に該当し、本申請は、農振計画達成に支障のない一時転用（3 年以内）であって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものに該当します。土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。なお、本件は一時転用面積が 3,000 m ² を超えますので、農地法第 4 条第 4 項の規定により、ひょうご農林機構への諮問案件となります。総会終了後、ひょうご農林機構へ意見照会を行い、農地委員会を経て、県知事へ意見を進達する予定です。 以上の申請については、農地法第 4 条第 6 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可相当の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っています。 調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号 1 の現地の状況は保安全管理でした。排水については、排水路及び沈砂池を設置し、下流の池に放流するほか、造成後の法面には種子散布工を実施し、法面を保護する計画となっているため、周辺の農地に影響を及ぼすおそれはないと思われます。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 25 号議案は、許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 25 号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第 26 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本件は、一般住宅、露天駐車場及びドッグランによる転用となります。 譲受人は、現在市内の戸建住宅に居住していますが、2 人の子どもの成長に伴い手狭となったほか、ペットの犬 2 匹の運動スペースがないため、現在の自宅を売却し、申請地に住宅、駐車場、ドッグランを整備するため申請されました。住宅建築予定地の

	面積の大部分は宅地が占め、申請地は、各施設の一部として利用されます。 申請地の農地区分は第 1 種農地に該当し、土地改良区は地区外のため、意見はございません。 以上の申請については、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可相当の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っています。 調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号 1 の現地の状況は休耕地でした。雨水は側溝へ、汚水は公共下水へ放流する計画となっています。また、周囲に農地はないため、特に問題はないと思われます。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 26 号議案は、許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 26 号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第 27 号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請地は、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は地区外のため、意見はございません。 番号 2、申請地は、平成 3 年頃から宅地の状態で現在に至っており、農地に該当しない状態が 20 年以上経過しているため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。 番号 3、申請地は、平成 16 年以前から山林の状態で現在に至っており、農地に該当しない状態が 20 年以上経過しているため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は令和 2 年 2 月 17 日に農地転用決済済みとの意見です。 以上の申請については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っています。 調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号 1 は、農地パトロールにおいて非農地と判断された土地であり、現地の状況は原野でした。よって、非農地証明することについて特に問題はないと思われます。 番号 2 の現地の状況は宅地、番号 3 の現地の状況は山林でした。現地の状況及び申請書類により、農地に該当しない状態が 20 年を超える期間継続していることを確認できましたので、非農地証明することについて特に問題はないと思われます。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>

議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 27 号議案は、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 27 号議案は承認することに決定しました。
議長	第 28 号議案「農地法施行規則第 29 条の規定による確認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本件は、先月の総会で農振に係る軽微変更の議案審議のあった農業用施設の転用となります。届出者は、令和 9 年 1 月からブルーベリーの栽培で新規就農を開始する者であり、ブルーベリーの栽培及び販売等において、農業用倉庫、灌水施設、作業場、荷受場、駐車場が必要なため申請されました。申請地の農地区分は第 1 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。 番号 2、本件は、先月の総会で農振に係る軽微変更の議案審議のあった農業用施設の転用となります。申請地は、平成 17 年頃に農業用倉庫が建築され、現在に至っていますが、農地の一部を 200 m ² 未満の農業用倉庫に転用していること、また、今後も同じ用途で使用するから、29 条の届出として受付しました。申請地の農地区分は第 1 種農地に該当し、農業用倉庫は転用することができる施設に該当しています。土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。 以上の届出については、加東市農業委員会農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による転用に関する要綱に基づき提出されており、転用の計画が 200 m ² 未満の農業用施設に該当しますので、受理の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っています。
現地調査員	調査結果を現地調査員から報告をお願いします。 番号 1 の現地の状況は保全管理でした。雨水は自然浸透となるほか、造成工事を行わないため、特に問題はないと思われます。 番号 2 の現地の状況は農業用倉庫でした。すでに整備された状態ですが、申請者が農業を行うにあたって必要なものであり、また、現地の状況から見て、周辺の農地に影響をおよぼすおそれはないことを確認しました。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 28 号議案は、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 28 号議案は承認することに決定しました。
議長	第 29 号議案「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」事務局より説明をお願いします。
事務局	使用貸借権 3 件、15 筆、14,091 m ² に農地中間管理権が設定され、9 月 29 日公告予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。

各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 29 号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 29 号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。 報告第 9 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、露天駐車場に転用する届出を 7 月 6 日付けで受理しました。説明は以上です。
議長	届出の書類は完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 10 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1 は、耕作者を変更するため解約されました。今後、営農型太陽光発電設備の設置を予定されています。
議長	番号 2 は、売却予定のため解約されました。説明は以上です。 届出の書類は完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございます。 最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明 ・第 1 回農地パトロールの調査結果について ・第 2 回農地パトロールに係る事前調査について ・農地パトロール時における熱中症対策について ・委員の活動報告について
議長	何か質問などはありませんか。
委員	第 2 回農地パトロールに係る事前調査の対象地は、先月、事務局から依頼のあった事前調査の準備において、「残していく農地」と整理した箇所を調査するという認識でよいか。
事務局	そのとおりです。
委員	「残していく農地」の判断において、ほ場整備が完了した農地であるかわからない場合はどのように対応すればよいか。
事務局	耕作に適した連たんしている農地など周辺の環境を見ながら判断いただきたい。判断が難しい場合は、当日調査で事務局立会いのもと判断するため、地図にその旨を表示してください。
議長	他に何か質問などはありませんか。
各委員	<なし>
議長	以上で、令和 8 年度第 5 回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 岸本 敏弘

議事録署名委員 藤原 準一郎
